

平成26年度 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金

農商工等連携対策支援事業 (事業化・市場化支援事業)

【公募要領】

【受付期間】

平成26年2月7日(金)～平成26年3月6日(木)
10:00～12:00、13:30～17:00/月曜～金曜(祝日を除く)

- 郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着のこと。
- 事前相談等は、各経済産業局(沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局)にて随時受け付けます。
- 本公募は、国会での平成26年度予算成立が前提となります。
このため、今後、内容等が変更になることもありますので、
あらかじめご了承ください。

【受付先及び問い合わせ先】

各経済産業局(沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局)

- 詳細は、P.20を参照してください。
- 中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)からダウンロードできます。

平成26年2月
中小企業庁

〔 目 次 〕

I. 農商工等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業）に ついて.....	1
1. 制度の目的.....	1
2. 補助対象者.....	1
3. 補助対象事業.....	3
4. 補助対象経費.....	5
5. 補助率等.....	1 2
6. 応募手続等の概要.....	1 4
7. 補助事業期間.....	1 7
8. 補助事業者の義務.....	1 7
9. 財産の帰属等.....	1 9
10. その他.....	1 9
II. 受付先及び問い合わせ先.....	2 0

I. 農工商等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業）について

1. 制度の目的

本制度は、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を有効に活用して行う事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の（１）及び（２）に掲げる要件をいずれも満たす事業者であることとします。

- （１）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成２０年法律第３８号。以下「農工商等連携促進法」という。）第４条第１項に基づく農工商等連携事業計画の認定を受けた代表者（以下単に「代表者」という。）となります。

ただし、代表者が大企業（※１）又はみなし大企業（※２）の場合は、補助対象者から除きます。

（※１）大企業とは・・・

農工商等連携促進法第２条第１項に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当するものについては、大企業として取り扱わないものとします。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（※２）みなし大企業とは・・・

以下のいずれかに該当する者をいいます。

- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している者
- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている者

(2)「中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金（農商工等連携対策支援事業）の交付を受ける者として不適当な者」として、次の①から④のいずれにも該当しない者であること。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 補助対象事業

補助対象者が、農商工等連携促進法第4条第1項に基づいて認定された農商工等連携事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従って行う事業が対象になります。

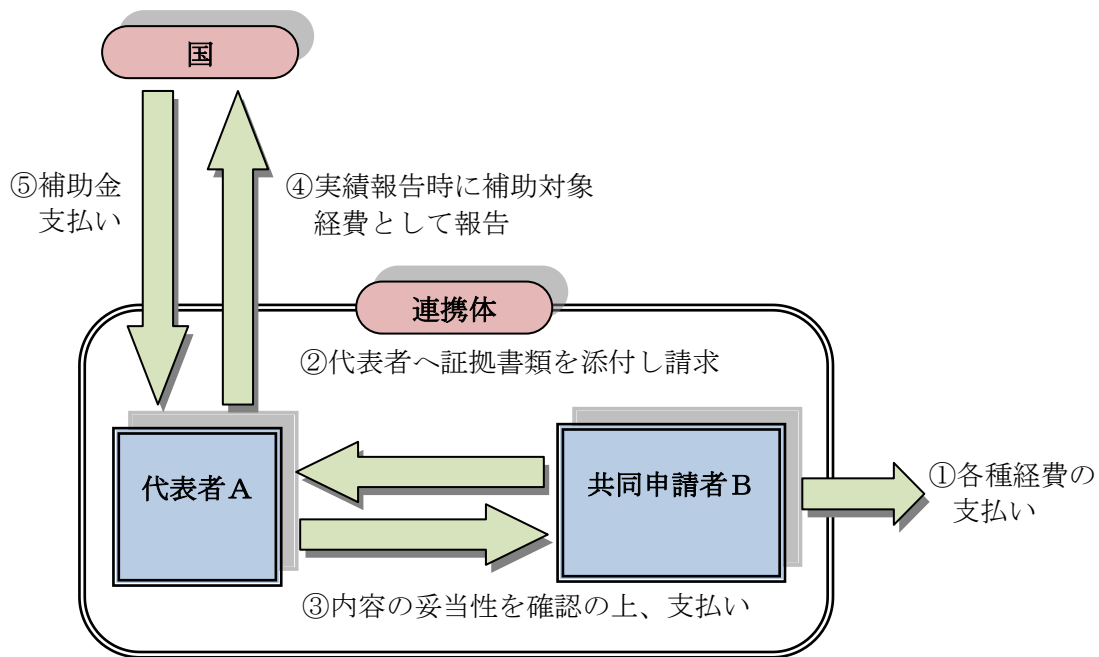
（注）代表者が行う事業に限らず、認定申請書様式第1に記載する共同申請者（みなし大企業及び大企業は除く。以下同じ。）が行う事業についても代表者が行う事業として、補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費についてのみとなります。

【例】

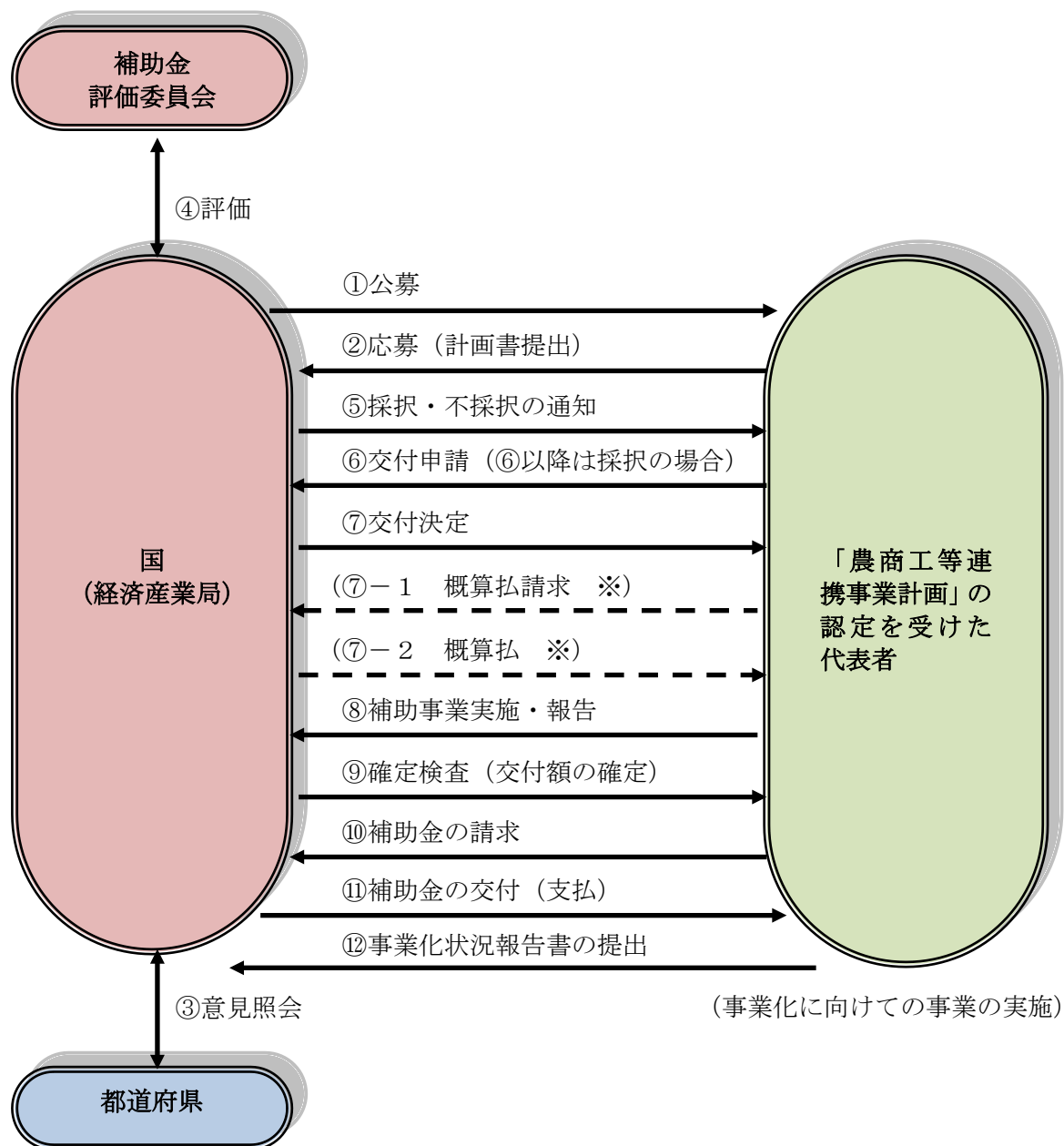
共同申請者Bが補助事業に係る機械装置等を使用する場合、代表者Aが購入のための契約、支払いを行い、共同申請者Bに貸与することが望ましいです。しかし、共同申請者Bが契約、支払いを行わざるを得ない場合でも、購入した証拠書類（見積書、請求書、納品書等）を添付し、代表者Aに対し請求を行えば、この請求をもって代表者Aが支出する経費として補助対象とすることができます。ただし、この機械装置等は代表者Aの所有物として固定資産台帳に記載し、代表者Aが管理する必要があります。

なお、機械装置等に係る経費の一部を共同申請者Bが負担する場合、代表者Aと共同申請者Bの間における契約等により、経費の負担内容（分担割合等）が定められていることが必要です。

また、共同申請者Bの負担について、計画書様式第1の別紙2の②資金調達内訳のその他に記載してください。



【手続きの流れ】



※補助金の概算払については、「10. その他 ①」(P. 19)を参照してください。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の表に掲げる経費です。それぞれの経費区分ごとに対象となる経費内容について説明します。

経費区分	経費内容
事業費	①謝金
	②旅費
	③借損料
	④連携構築費 イ. 連携に必要なシステム構築費 ロ. 契約締結費
	⑤産業財産権等取得費
	⑥雑役務費
	⑦委託費
販路開拓費	⑧展示会等出展費
	⑨マーケティング調査費
	⑩広報費
	⑪委託費
試作・開発費	⑫原材料費
	⑬機械装置等費
	⑭試作・実験費
	⑮委託費
その他の経費	⑯その他の経費

※原則、①から⑮に掲げる経費が補助対象となります。

(1) 経費区分ごとの経費内容の説明

【事業費】

①謝金

事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費

<注意事項>

- 共同申請者を専門家等として支出の対象にすることはできません。
- 支払単価の根拠が補助事業者（P. 4⑦の補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）が定める規程等により明確であり、その金

額が社会通念上妥当なものである必要があります。

②旅費

事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するため及び販路開拓のための旅費又は事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費

<注意事項>

- 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとなります。
- 旅費規程等に定める場合であってもグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象となりません。
- 補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。

③借損料

事業の遂行に直接必要な機器・設備類のリース料、レンタル料として支払われる経費（試作・開発に係るものを除く。）

<注意事項>

- 借用（リース）において、補助対象となるものは、借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、当該年度の補助事業に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が当該年度を越える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。

④連携構築費

イ. 連携に必要なシステム構築費

連携体を構築する上で必要な情報システム等を構築するためのソフトウェア開発委託費、ソフトウェア購入費として支払われる経費

ロ. 契約締結費

事業を行う上で必要な収益配分・秘密保持等を内容とした契約書、連携体参加企業に共通な工程管理マニュアル等を作成するための経費

<注意事項>

- 情報システムの購入等は、連携体構築のために必要なものに限ります。

⑤産業財産権等取得費

事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）の取得等に要する経費

<注意事項>

- 認定事業の事業化に必要なものに限りませす。
- 産業財産権等の取得に要する経費のうち、以下の経費については補助対象とはなりません。
 - 日本の特許庁に納付される経費（特許出願手数料、審査請求料及び特許料等）
 - 拒絶査定に対する審判請求または訴訟を行う場合に要する経費
- 補助事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は補助対象となりません。
- 産業財産権等取得費を補助対象とする場合には、補助事業者に権利が帰属することが必要です。
- 弁理士の手続代行費用を補助対象とする場合には、補助事業期間中に契約が締結されていることが必要です。
- 他の制度により産業財産権等の取得について支援を受けている場合は、産業財産権等取得費の申請をすることはできません。

⑥雑役務費

事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費として支払われる経費

<注意事項>

- 作業日報、雇用関係書類等の作成が必要となります。
- 臨時的雇い入れと見なされない場合は補助対象となりません。

⑦委託費

上記①から⑥に該当しない経費であって、コンサルタント会社等を活用するために支払われる経費や事業の遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費（販路開拓費及び試作・開発費に係るものを除く。）

<注意事項>

- 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

【販路開拓費】

⑧展示会等出展費

試作品、新商品等を展示会等に出展するために支払われる経費

⑨マーケティング調査費

事業の遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払われる経費

⑩広報費

事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費

⑪委託費

上記⑧から⑩に該当しない経費であって、コンサルタント会社等を活用するために支払われる経費や事業の遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費（試作・開発に係る経費を除く。）

<注意事項>

- 「販路開拓」とは、最終製品（これ以上改良を加えず本格販売することが決まっている、又は既に本格販売されている認定事業計画に伴う商品）の取引が現在行われていない企業に対し、取引に関する商談など行うことをいい、最終消費者（個人等の最終消費財の消費者）への販売を目的とした事業は補助対象となりません。
- 「通訳料・翻訳料」及び展示会等出展に必要な「保険料」や「運搬費」も補助対象となります。
- 展示会等の出展については、請求書の発行日や出展料等の支払日が交付決定日以前となる場合は補助対象となりません。
- 調査の実施に伴う記念品代、謝礼等は補助対象となりません。
- 広報費は、認定事業計画における試作品や新商品等の広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。
- 委託の場合には、委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

【試作・開発費】

⑫原材料費

事業の遂行に必要な原材料・副資材等の購入に要する経費

<注意事項>

- 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には

使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。

- 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管（保管が困難な場合には写真撮影による代用も可）しておく必要があります。

⑬機械装置等費

事業の遂行に必要な機器・設備類の購入、製作、改良、据付、借用又は修繕に関する費用

<注意事項>

- 改良とは、機能を高め又は耐久性を増すために行うもので、修繕とは、保守に伴って行う原状回復等の行為をいいます。
- 借用（リース）において、補助対象となるものは、借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、当該年度の補助事業に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が当該年度を越える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。

⑭試作・実験費

事業の遂行に必要な試作品等の設計（デザインを含む。）・製造・改良・加工・実験・分析を行うために支払われる費用

⑮委託費

上記⑫から⑭に該当しない経費で、コンサルタント会社等を活用するために支払われる経費や事業の遂行に必要な試作・開発等を委託するために支払われる経費

<注意事項>

- 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

【その他の経費】

⑯その他の経費

上記①から⑮以外の経費で所轄の経済産業局長が特に必要と認める経費

（2）補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 本補助事業は、認定事業計画の目的を達成するために行う事業です。補助事業による成果が認定事業計画の目的に資するものではない場合、補助対象経費として認めない場合があります。
- ② 補助事業を行うにあっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ③ 補助事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、1件あたり概ね10万円以上を要するものについては、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
- ④ 補助事業で取得する機械装置等は、当該年度の補助事業を実施するにあたって必要な機械装置等が補助対象となります。
- ⑤ 中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません。
- ⑥ テスト販売（※）については、以下の要件をすべて満たす場合に補助対象とします。ただし、試作品を販売する場合に限定します。
 なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に係る経費から差し引いて算出します。

※テスト販売とは・・・

認定事業計画に基づき開発等を行った試作品を、補助事業者が、

- ① 展示会等のブース
- ② 補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース
- ③ 第三者への委託

などを通じ、限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいいます。

(補助対象の要件)

- テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となるもの。
- テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないもの。(試作品の改良、販売予定価格の改訂をした場合を除く。)
- テスト販売品には「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記することが

可能なもの。

- 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができるもの。

⑦ 以下の経費は補助対象となりません。

- 通常の生産活動のための設備投資の費用
- 共同申請者に加工を依頼した際の経費や委託した際の人件費
- 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 販売（⑥のテスト販売を除く。）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- 商品券等の金券
- 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）
- 公租公課（消費税を含み、旅費に係る出入国税を除く。）
- 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

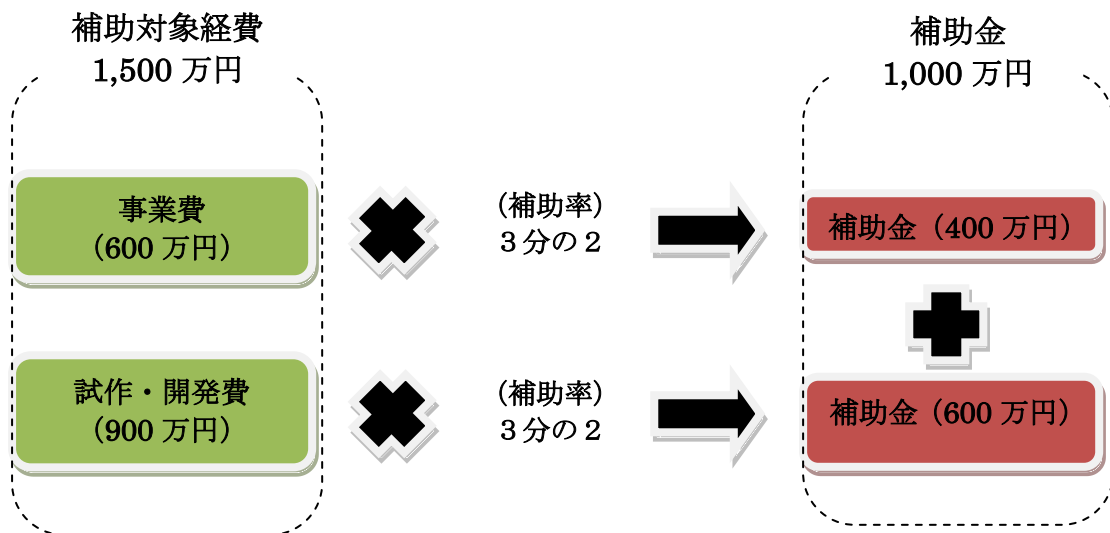
5. 補助率等

農商工等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業）に係る補助率等は以下のとおりとなります。

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助限度額	認定事業計画1件あたり3,000万円 (試作・開発を伴わない場合：2,500万円)
交付決定下限額	100万円

補助金の額は、経費区分毎の補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。ただし、補助限度額が上限となります。

【算出例】



<注意事項>

- 認定事業計画に基づき、複数年度にわたり補助金の交付申請をすることができます。ただし、本補助金の採択決定は、単年度の事業に対して行われるため、年度毎に申請を行い、審査を受ける必要があります。また、次年度以降の補助を保証するものでもありません。
- 補助限度額は、認定事業計画1件あたりの限度額（複数年度にわたり補助金の交付を受ける場合には、その合計額）であり、補助事業年度毎の限度額ではありません。
- 補助限度額の算定にあたっては、平成21年度～24年度新事業活動促進支援補助金の交付決定額及び平成25年度新事業活動・農商工連携等

促進支援補助金の交付決定額（当該年度内に交付決定されたもののうち、最も高い金額）を用いるものとします。ただし、平成21～25年度において経済産業局が行った執行状況調査等により、交付決定額の減額計画変更を行った事業者は、変更後の額を平成21～25年度の算定基礎とします。

【算定例】

1、2、3年目で2,800万円の補助金交付決定を受けているため、4年目は200万円までの申請となります。

補助事業計画1年目（平成23年度）：	1,500万円（交付決定額）
補助事業計画2年目（平成24年度）：	900万円（交付決定額）
補助事業計画3年目（平成25年度）：	400万円（交付決定額）
補助事業計画4年目（平成26年度）：	200万円

6. 応募手続等の概要

(1) 応募受付先及び問い合わせ先

申請者の主たる事業所の所在地を所轄する経済産業局

(2) 受付期間

平成26年2月7日（金）～平成26年3月6日（木）

10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜（祝日を除く）

（※）郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着のこと。

(3) 申請書類

以下の申請書類を所轄の経済産業局担当課あて提出してください。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「農商工等連携対策支援事業補助金申請書在中」と記入してください。

【申請書類】

- ①中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金（農商工等連携対策支援事業）計画書（様式第1）
- ②補助事業計画書（別紙1）
- ③経費明細表（別紙2）
- ④認定事業に係る商品・役務の売上収支計画及び事業実施後の実績値について（別紙3）
- ⑤過去2年間の貸借対照表、損益計算書（これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）、個別注記表（中小会計要領等に準拠する株式会社等のみ）又は監査報告書（企業会計基準に準拠する株式会社等のみ）
- ⑥平成24年や平成25年における給与支給総額が分かる資料（源泉徴収簿（票）又は賃金台帳等）や、平成25年における従業員向け教育訓練費支出額が分かる資料（損益計算書又は領収書等）、平成26年に賃上げ等を実施予定であることが分かる資料（賃上げ率等具体的実施内容の記載及び代表者印の押印があるもの）

※⑥に掲げる資料は、別紙2「⑤従業員の人材育成への取組状況」、「⑥賃上げ等の実施状況」、「⑦賃上げ等の実施予定」に該当する事業者のみ添付ください。

※共同申請者が行う事業に係る経費を申請する場合には、その共同申請者の過去2年間の貸借対照表、損益計算書についても添付ください。

【申請部数】 合計 2部（正1部、写し1部）

【注意事項】

- ①記入要領を参考にしてください。
- ②添付資料は必要なものに限ってください。
- ③貸借対照表等の財務諸表作成が困難な場合は、事前に相談してください。
- ④用紙サイズは原則としてA4で統一し、左側に縦2穴で穴を開け、左上1箇所でもクリップ止め（ホッチキス止め不可）してください。

(4) 経済産業局による都道府県への意見照会

申請者の主たる事務所が属する都道府県に対して(3)の申請書類の写しを送付し、意見照会を行います。

(5) 採択方法

補助金の採択は、以下の評価内容に基づき、各経済産業局において外部の有識者等により構成される評価委員会において評価を行い、(4)の都道府県の意見を踏まえて行います。

評価項目	評価事項
①認定計画との整合性	・ 事業内容は認定計画の内容と整合しているか。
②事業実施の確実性	・ 補助事業遂行に十分な能力があるか。 ・ 財務状況等は、適切な補助事業遂行に当たって問題ないか。 ・ 中小会計要領や中小会計指針 ^(※1) に拠った信頼性のある計算書類が作成されているか。 (代表者及び共同申請者に株式会社等が含まれる場合のみ) ・ 事業実施における課題、対応、時間軸が明確か。 ・ 共同申請者と事業を実施する場合、役割分担は明確にされているか。
③事業内容の妥当性	・ 事業の内容・目標・遂行方法が十分具体的かつ現実的であるか。 ・ 現時点においての市場ニーズ・市場規模等を考慮した計画となっているか。 ・ 事業内容に見合った事業費積算となっているか。
④先進性・モデル性	・ 現時点において、新商品は、既存・競合商品等に比べ価格・性能的に優位性があるか。 ・ 開発する新商品・新サービスが先進的なものであるか、また、モデル的事例となり、他の事業者の参考・励みになりえるか。 ・ 地域における技術的・経済的な波及効果が期待できるか。
⑤事業の収益性	・ 事業計画上、収益が見込める事業であるか。 ・ 顧客ターゲットが明確であるか。 ・ 事業を実施することによる費用対効果(補助額に対する売上規模等)を想定しているか。

<p>⑥政策的意義^(※2)</p>	<p>・以下のいずれかの取組みを行っているか。</p> <p>①平成25年において、企業による従業員向けの教育訓練費支出総額（外部研修費用、資格取得・技能検定の受験料、定時制高校の授業料等に対する企業による補助等の総額）が給与支給総額^(※3)の1%以上であるか。</p> <p>②平成25年の給与支給総額が、平成24年と比較して1%以上増加しており、かつ平成26年の給与支給総額を平成25年と比較して増加させる計画があるか。</p> <p>③平成26年の給与支給総額を平成25年と比較して1%以上増加させる計画があるか。</p>
------------------------------	---

(※1) 中小会計要領や中小会計指針の詳細は、「10. その他⑥ (P. 19)」を参照してください。

(※2) 本評価項目は、申請者の取組みについて評価します。

(※3) 国内の従業員への支払給与の総額とし、役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含みます。また、通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含みますが、退職手当は含みません。

(6) 結果の通知

採択案件の決定後、応募事業者全員に対して、速やかに採択又は不採択の結果を各経済産業局から通知します。採択となった事業者は、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択案件については、原則として、補助事業者名、事業テーマ、事業概要、住所を公表します。

※採択結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(7) その他

① 同一企業が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合等には、採択時に調整する可能性があります。

② 複数年度にわたり補助金の交付申請を行う場合において、既に認定事業計画の目的を達成しているときは、本補助事業の支援対象となりません。

③ 採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

7. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から平成27年3月末日（認定期間が年度途中で終了する場合は、認定期間終了日）までとなります。補助事業期間外に行った事業や支払われた経費等については、原則、補助対象となりません。

8. 補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止、廃止や他に承継させようとする場合は、事前に所轄の経済産業局長の承認を得なければなりません。
- ② 補助事業を行う会計年度の9月30日又は交付決定日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日（以下「遂行状況確認日」という。）までの補助事業の遂行状況について遂行状況報告書を作成し、遂行状況確認日から30日以内に所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。また、所轄の経済産業局長が補助事業の実施状況の報告を求めたときも、遂行状況報告書を提出しなければなりません。
- ③ 補助事業を完了したとき又は中止、廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願や取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合、補助事業において産業財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度の終了後5年間の当該産業財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に産業財産権等報告書を提出しなければなりません。
- ⑤ 補助事業終了の翌年度以降5年間、補助事業の事業化等の状況について事業化状況報告書を作成し、所轄の経済産業局長に報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- ⑥ 事業化状況の報告により、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡、実施権設定やその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益

を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付（納付額は補助金確定額が限度です。）しなければなりません。

- ⑦ 補助事業により取得した機械等の財産、効用の増加した財産（単価50万円以上のものに限り、）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）

経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前に所轄の経済産業局長の承認を受けなければなりません。（販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認が必要です。）

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部を国に納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければならない場合があります。

なお、補助事業により取得した機械装置（ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2及び別表第6の「機械及び装置」に限る。）は、補助事業終了後、経済産業局長の承認を得れば、国への納付なしに、補助事業に係る認定事業計画に基づいて開発された商品及びサービス等の生産活動に利用することができます。

- ⑧ 交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（※）を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、各経済産業局長に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

（※）消費税等仕入控除税額とは・・・

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- ⑨ 補助対象に係る経費については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

10. その他

① 国からの補助金の支払いについては、通常は翌年度4月10日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払い）場合もあります。

なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

② 補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局が実地検査に入ることがあります。

③ 補助事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

④ 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

⑤ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。

⑥ 代表者及び共同申請者に株式会社等が含まれる場合、当該株式会社等は「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」や「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。

なお、株式会社等が中小会計要領や中小会計指針に準拠している場合、財務諸表のうち個別注記表にその旨を記載することになっています。

※中小会計要領や中小会計指針の詳細は、中小企業庁ホームページを参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

※株式会社等とは、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社である中小企業のことをいう。

Ⅱ. 受付先及び問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する都道府県名
北海道経済産業局 産業部 中小企業課 新事業促進室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-756-6718	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課 新事業促進室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL: 022-221-4923	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 産業部 経営支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0332	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県 山梨県・静岡県
中部経済産業局 産業部 経営支援課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-0521	愛知県・岐阜県・三重県 富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部 産業振興室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL: 06-6966-6054	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部 経営支援課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5658	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課 新事業促進室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 TEL: 087-811-8562	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課 中小企業経営支援室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館7階 TEL: 092-482-5491	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 9階 TEL: 098-866-1755	沖縄県